



長野県報

6月27日(月)
平成23年
(2011年)
第2279号

目 次

告 示

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定（健康長寿課）	1
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定の辞退の届出（健康長寿課）	2
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害者支援課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	2

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（管財課）	4
平成24年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）の学生の募集（医療推進課）	7
平成24年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生の募集（医療推進課）	8
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	9
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（4件）（経営支援課）	9
土地改良区の定款変更の認可（4件）（農地整備課）	12
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（農地整備課）	12
一般競争入札（道路管理課）	12
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活環境課）	13

告 示

長野県告示第473号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により、同法に規定する医療を担当する結核指定医療機関として、次のとおり指定しました。

平成23年6月27日

名 称	所 在 地	長野県知事 阿部 守一 指定年月日
寺島薬局 千曲稻荷山店	千曲市稻荷山治田町1332	H23. 1.19
イオン薬局木曽福島店	木曽郡木曽町福島5398-1	H23. 3. 1
みどり薬局 松本店	松本市本庄2-6-12	H23. 3. 1
長倉クリニック軽井沢	北佐久郡軽井沢町長倉3583番地1	H23. 4. 1
いいやま診療所	飯山市南町13番13	H23. 4. 5
クオール 松本薬局	松本市中央2丁目5-20	H23. 4.15
たばたクリニック	佐久市平賀字川原田2366-2	H23. 4.26
みこしば皮膚科医院	松本市中央1-17-22	H23. 5. 6
下形整形外科クリニック	上田市芳田1904番地1	H23. 6. 1
芦澤整形外科医院	上伊那郡箕輪町中箕輪12207-2	H23. 6. 8

健康長寿課

長野県告示第474号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第8項の規定により、同法に規定する結核指定医療機関の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成23年6月27日

名 称	所 在 地	長野県知事 阿 部 守 一
		辞退年月日
		辞退の効力
		発生年月日
みどり薬局 松本店	松本市本庄2-6-12	H23. 2.28
木曽福島サティ薬局	木曽郡木曽町福島5396	H23. 2.28
小川眼科医院	上田市常磐城5丁目1番27号	H23. 3. 6
藤森薬局	松本市中央2丁目8番10号	H23. 4.30
みこしば皮膚科医院	松本市中央1-4-15	H23. 5. 5
下形整形外科クリニック	上田市芳田1904番地1	H23. 5.31
片塩医院	飯山市南町22-10	H23. 6. 8

健康長寿課

長野県告示第475号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成23年6月27日

長野県知事 阿 部 守 一

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
花田 齊久	視覚	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院

障害者支援課

総覽に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第476号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
松本市刈谷原町字マカイ崎110の1、110の2、111・字マカイ
峠牛首鷲山992の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて総覽に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第477号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐久市志賀字駒形1023の1、1023の2、1024のイ、1024の2、
1025、1026、1027の1、1027の2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて総覽に供する。）

長野県告示第478号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字伊那富字小横川山ノ内相ノ沢2058の19

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第479号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合874の2、874の3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第480号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡麻績村麻字坊平9106から9114まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年6月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キッズウィル

3 代表者の氏名

福島百子

4 主たる事務所の所在地

大町市大町2544番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児を含む児童及びその保護者の子育てのための支援事業並びに障害者及び高齢者が自立した社会の実現のための支援事業を行い、共に支えあう社会の構築と相互扶助社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・N P O課